

京都府地域防災計画 新旧対照表（抜粋）

令和 2 年 度
改 定 案

区分	京都府地域防災計画 一般計画編
----	-----------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
京都市の救助実施市の指定に伴う修正（危機管理部）	207	<p>第2編 災害予防計画 第19章 資材器材等整備計画 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 食料品の調達等系統 (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート</p> <p>注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。 ※（略）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第19章 資材器材等整備計画 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 食料品の調達等系統 (1) 応急対策用食料品の調達又はあつ旋ルート</p> <p>注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。 ※（略）</p>
女性等多様な視点での防災対策意見交換会を踏まえた修正（危機管理部）	216	<p>第22章 自主防災組織整備計画 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 2 防災計画の策定 (6) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。</p>	<p>第22章 自主防災組織整備計画 第2節 地域における取組 第5 自主防災組織の内容 2 防災計画の策定 (6) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。<u>特に、地域の消防団員や民生委員等と連携した協力体制を整えること。</u></p>
内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく修正（危機管理部）	232	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第3 避難行動要支援者対策 3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるように地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>第27章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 第2節 計画の内容 第3 避難行動要支援者対策 3 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 市町村は、市町村防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 <u>この場合、ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出して、優先的に避難支援することとし、その情報を防災部局と医療保険福祉部局等の部局間で共有する。</u> また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、該当市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、災害時に迅速に避難できるように地域住民との交流を促す。また、社会福祉事業者も含め、多様な主体の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認、</u>避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、個別計画の作成や実行性の検証を踏まえた見直し、避難訓練の実施等について一層努める。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。</p>
「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について」等（内閣府等通知）を踏まえた修正（危機管理部）	246	<p>第34章 避難に関する計画 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1～第3 （略） （追加）</p>	<p>第34章 避難に関する計画 第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 第1～第3 （略） 第4 新型インフルエンザ等感染症発生時における対応 <u>市町村は、新型インフルエンザ等感染症発生時には、災害発生時における避難所収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテルや旅館等の活用を検討する。</u> <u>また、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法を定めるほか、体温計、マスク、消毒液、パーテーション等の確保に努めるものとする。</u></p>

<p>関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づく修正（危機管理部）</p>	<p>254 第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第5 事業所等への要請</p> <p>2 事業所等に、時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。</p> <p>(1) 就業時間帯に発災 従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示</p> <p>(2) 出勤・帰宅時間帯に発災 自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向うよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</p> <p>（追加）</p> <p>第6 観光客への支援の検討</p> <p>1 府は市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅行者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めている。</p>	<p>第35章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第5 事業所等への要請</p> <p>2 事業所等に、<u>発災</u>時間帯別対応の基本ルールを以下のとおり定めるよう働きかける。</p> <p>(1) 就業時間帯に発災 従業員に一斉帰宅行動の抑制を働きかけ、発災後の混乱が落ち着くまでは事業所等内に待機するよう指示 <u>来所者を事業所内の待機スペースに誘導</u></p> <p>(2) 出勤・帰宅時間帯に発災 自宅又は事業所等のいずれか近い方へ向うよう指示（自宅にいるときは自宅待機を指示）</p> <p><u>3 事業所等に、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等において、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るため、従業員等の施設内待機や施設内待機のための備蓄、施設の安全確保や発災時の来所者保護等に係る計画の策定に努めるよう働きかける。</u></p> <p>第6 観光客等への支援の検討</p> <p>1 府は<u>関西広域連合及び市町村</u>と協力し、<u>災害時に多くの滞留が発生すると想定されるターミナル駅や観光地における</u>観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努めるとともに、<u>的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。</u>また、<u>ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。</u></p>
<p>内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく修正（危機管理部）</p> <p>関西広域連合「関西・防災減災プラン」の改定を踏まえた修正（危機管理部）</p>	<p>269 第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>第3～4 （略）</p> <p>第5 職員の派遣 他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>第6 （略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第6節 広域応援協力計画</p> <p>第1～2 （略）</p> <p>第3 国による応援制度</p> <p>1 被災市町村応援職員確保システム</p> <p>(1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書等の交付等の災害対応業務を支援するため、<u>関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。</u></p> <p>(2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、<u>災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。</u></p> <p>2 内閣府調査チーム 府及び市町村は、<u>大規模な被害が予想される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体をサポートできるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。</u></p> <p>第4～5 （略）</p> <p>第6 他府県又は市町村への支援 他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。</p> <p><u>さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。</u></p> <p>第7 （略）</p>
<p>内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく修正（危機管理部）</p>	<p>295 第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第5 移動通信機器の貸与 災害応急対策のため必要とする無線機器が不足する場合は、府は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）の貸与申請等を行い、通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>第3章 通信情報連絡活動計画</p> <p>第4節 通信手段の確保</p> <p>第5 移動通信機器の貸与 <u>災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器（衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線）を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。</u></p>
<p>京都府災害救助資源配分計画の策定に伴う修正（危機管理部）</p>	<p>309 第5章 災害救助法の適用計画</p> <p>第3節 活動計画</p> <p>第3 府</p> <p>1～2 （略）</p>	<p>第5章 災害救助法の適用計画</p> <p>第3節 活動計画</p> <p>第3 府</p> <p>1～2 （略）</p>

		(追加) (追加) (追加)	<p>3 災害救助法適用後速やかに、市町村（京都市を含む。）等からの被害報告等から得た情報により推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき資源配分の調整を行い、市町村（京都市を含む。）毎の配分資源の内容・数量、供給時期、供給方法等を定めた供給計画を作成する。</p> <p>4 救助に必要な物資の供給等が適切かつ円滑に行われるよう、救助実施市の京都市及び関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>5 連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議を設置し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を行う。</p>
京都市の救助実施市の指定に伴う修正（危機管理部）	310	<p>第4節 応急救助の実施（略）</p> <p>1 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>3 医療及び助産</p> <p>4 災害にかかった者の救出</p> <p>5 教科書等学用品の給与</p> <p>6 埋葬</p> <p>7 死体の捜索及び処理</p> <p>8 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>9 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>10 住宅の応急修理</p> <p>なお、京都市については、前各号のほか次に掲げる救助に関し、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p>	<p>第4節 応急救助の実施（略）</p> <p>1 避難所の設置</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>4 医療及び助産</p> <p>5 被災者の救出</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p> <p>7 学用品の給与</p> <p>8 埋葬</p> <p>9 死体の捜索及び処理</p> <p>10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>なお、次に掲げる救助については、市町村長は知事が実施する救助に協力する。</p> <p>1 応急仮設住宅の供与</p>
「避難所における新型コロナウイルス感染症の対応について」等（内閣府等通知）を踏まえた修正（危機管理部）	325	<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第8章 避難に関する計画</p> <p>第6節 避難所の開設等</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 新型インフルエンザ等発生時における対応</p> <p>1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。</p> <p>2 保健福祉部局と連携して、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保等を行う。</p> <p>3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。</p> <p>やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。</p>
関西広域連合「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」の策定を踏まえた修正（危機管理部）	332	<p>第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>（略）</p>	<p>第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>（略）</p>

(大規模地震発生時の例)

	発災	1 h	2 4 h	7 2 h
想定される外出者の行動	○ ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留	○ 安全な場所を求めて移動（出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方）	○ 被害状況の確認・家族の安否確認	○ 徒歩帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達） ○ 帰宅
必要とされる対策	○ 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ	○ 滞留者を安全な場所へ誘導	○ 災害伝言ダイヤル（171）等の運用開始	○ 災害時帰宅支援ステーションの開設 ○ 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入、情報提供

第2節 計画の内容

第2 交通情報の提供・一時滞在施設等の提供

1 駅での情報提供

- (1) 駅構内・駅前^のの滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。
- (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
- (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

(追加)

2 一時滞在施設等の提供

- (1) 一時滞在施設は、市町村が府と連携し、公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保し提供する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

(追加)

第10章 食料供給計画

第2節 食料供給の実施方法

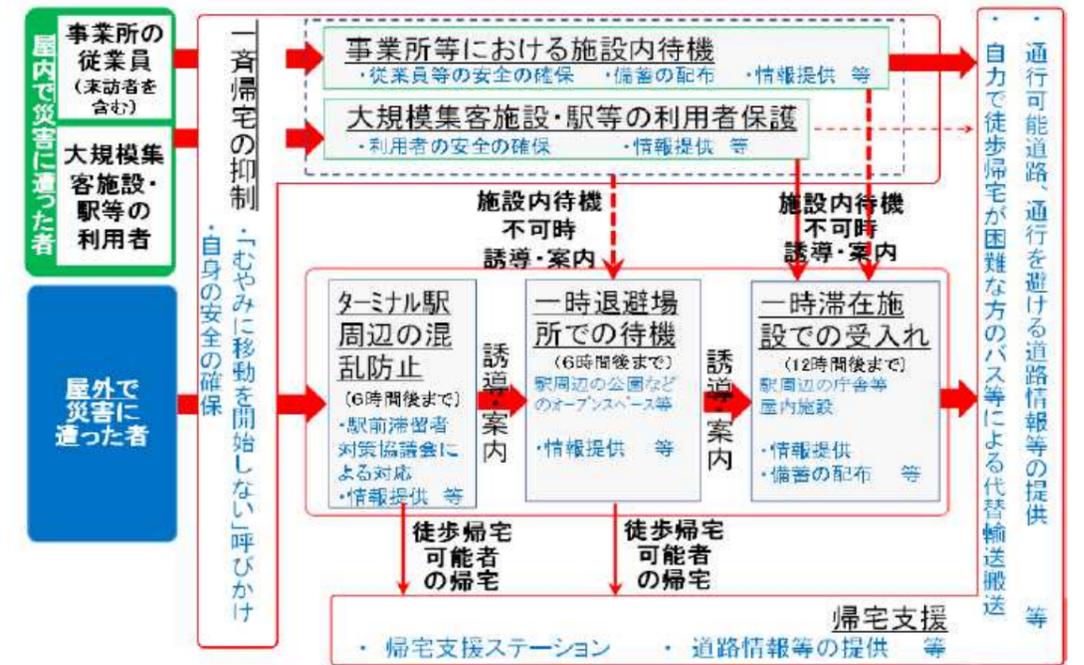
第2 食料の供給系統

- 2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。

内閣官房「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめに基づく修正（危機管理部）

334

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設の提供

1 駅での情報提供

- (1) 駅構内・駅前^のの滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、**混乱を防止**する。
- (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
- (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

2 一時退避場所の開設

- (1) **ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。**
- (2) **一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。**

3 一時滞在施設の開設

- (1) **帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。**施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。
- (2) **一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。**

第10章 食料供給計画

第2節 食料供給の実施方法

第2 食料の供給系統

- 2 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。**また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。**

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

改定理由	頁	現 行	修 正 案
第三次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定に伴う修正（危機管理部）	1	<p>第1編 総則 第1章 計画の方針 第3節 計画の目標</p> <p>地震等の大災害から府民の生命・身体・財産を守り、安心・安全、希望の京都を実現するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「第二次京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。</p> <p>指針では、今後10年間（平成27年度～平成36年度）で、住宅の耐震化率を95%に近づける等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させることを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。</p> <p>本指針の実行計画として、「第二次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の方針 第3節 計画の目標</p> <p>南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守るため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」を策定した。</p> <p>指針では、今後10年間（令和2年度～令和11年度）で、南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、従来の対策を超える徹底した地震防災対策に迅速に取り組み、府民の生命と生活を守ることを減災目標として掲げ、これを実現するため、事前対策から復興対策に至るまで、6つの政策目標、17の目標、55の施策項目を設定した。</p> <p>本指針の実行計画として、「第三次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策を進めるとともに、その実施状況を点検し、必要に応じ、見直しを行う。</p>
関西広域連合「関西・防災減災プラン」の改定を踏まえた修正（危機管理部）	404	<p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編 第7章 関係者との連携協力の確保 第2節 南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応</p> <p>2 府の対応</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編 第7章 関係者との連携協力の確保 第2節 南海トラフ地震に関する情報が発表された際の対応</p> <p>2 府の対応</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 関西広域連合と情報共有を図った上で、後発地震に備えた広域応援・受援体制を構築するとともに、地震への備えの再確認や適切な防災対応に係る住民への呼びかけに当たって、関西広域連合との連携を図る。</p> <p>(7) (略)</p>

区分	京都府地域防災計画 事故対策計画編
----	-------------------

修正理由	頁	現 行	修 正 案
防災基本計画及び京都アニメーション火災事件を踏まえて新設（危機管理部）	98	(新規)	<p>大規模火災対策計画編</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>この計画は、大規模な火災（林野火災を除く。）により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模火災」という。）に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動等を行うため、国、府、市町村等関係防災機関が、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>なお、この計画に特別の定めのない事項については、京都府地域防災計画一般計画編（以下「一般編」という。）に基づき運用するものとする。</p> <p>第2章 市町村地域防災計画の作成又は修正</p> <p>市町村地域防災計画の作成又は修正に当たっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。</p> <p>第3章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>大規模火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般編第1編第8章に定めるところによるほか、次のとおりとする。</p> <p>1 京 都 府</p> <p>(1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報</p> <p>(2) 被害の状況に応じた大規模火災警戒体制又は大規模火災対策本部・支部の設置</p> <p>(3) 関係防災機関への協力要請</p> <p>(4) 関係防災機関との連絡調整</p> <p>(5) 京都府救護班の出動</p> <p>(6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請</p> <p>2 京都府警察</p> <p>(1) 関係防災機関との連携の強化</p> <p>(2) 被害情報の収集及び被害実態の把握</p> <p>(3) 被災者の救出救助</p> <p>(4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制</p> <p>(5) 火災現場及び周辺の警戒警備</p> <p>(6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等</p> <p>(7) 行方不明者の捜索</p> <p>(8) その他火災対策に必要な警察活動</p> <p>3 市 町 村</p> <p>(1) 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報</p> <p>(2) 関係防災機関との調整</p> <p>(3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）</p> <p>(4) 死傷病者の身元確認</p> <p>(5) 火災拡大防止のための消火その他消防活動</p> <p>(6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示</p> <p>(7) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請</p> <p>4 近畿地方整備局</p> <p>(1) 平成17年6月14日締結の「災害時応援に関する申し合わせ」に基づく応援</p> <p>5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）</p> <p>(1) 所管の応急対策の実施</p> <p>(2) 府及び市町村等との協力・連携</p> <p>第4章 広域的な活動体制</p> <p>国、府、市町村等は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。</p> <p>なお、府は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の</p>

広域応援に関する協定」、「京都府消防広域応援基本計画」及び「京都府緊急消防援助隊受援計画」等による相互応援体制の一層の連携強化に努め、協定に基づく施策の推進を図るものとする。

第2編 予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

府、市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・雨水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

第2 消防用設備等の整備、維持管理

府、市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

第3 建築物の防火管理体制

府、市町村、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

第4 建築物の安全対策の推進

府、市町村、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

第2章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、大規模火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等の防止及び地域住民の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。(情報連絡系統図のとおり)

第2 情報通信手段の整備

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第2編第2章「情報連絡通信網の整備計画」に基づき、大規模火災が発生した場合の情報通信手段の確保に努める。

第3 情報の分析・整理

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、平常時より、自然情報、社会情報等防災関連情報の収集・蓄積に努める。

府、市町村、消防機関等は、集約した情報を分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、集約した情報を的確に分析整理する。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般編第2編第1章「気象等観測・予報計画」に基づき、気象情報及び火災気象通報等を適時かつ的確に発表する。

市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報(以下「火災警報」という。)を発表することができる。

市町村長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

第3章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般編第2編第31章「広域応援体制の整備」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努め

- る。
- 2 医療活動
 - 府、市町村及び日本赤十字社京都府支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。
- 3 消火活動
 - 市町村及び消防機関等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 第4 施設・設備の整備
 - 府、市町村及び関係防災機関等は、大規模火災が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。
- 第5 緊急輸送活動体制の整備
 - 1 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、大規模火災が発生した場合の道路交通管理体制の整備に努める。
 - 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、警察本部等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
 - 3 警察本部は、発生後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。
- 第6 避難地及び避難路の整備
 - 1 市町村及び大規模収容施設管理者等は、大規模火災から住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
 - 2 避難計画の作成に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画となるようにする。
- 第7 防災知識の普及
 - 府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第2編第20章「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、府民に対し、大規模火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を行う。

第4章 消防機関等の設置

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第2編第15章「消防組織整備計画」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

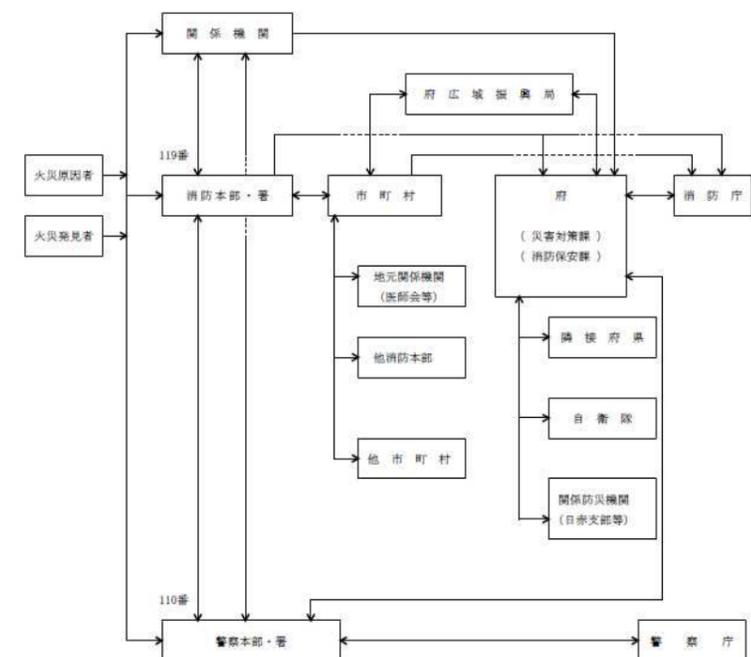
第1 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正配置に努める。
また、耐震性に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第2 資機材整備

可搬式消火機材等の消防用機器・資機材等の整備を促進する。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急対策の活動体制

第1節 府の活動体制

第1 責務

府は、大規模火災が発生したときは、状況に応じ、法令並びに一般編及び本計画に基づき、次のような機動的な活動体制をとり、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防及び応急対策を速やかに実施するとともに、市町村が処理する被害予防及び応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 活動体制

一般編第3編第1章第2節第6「事故（警戒）対策本部の設置」によるほか、次のとおりとする。

1 大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の設置

大規模火災が発生した場合は、直ちに防災監が関係部局等に対して、被害状況の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、相当な被害が予想される場合は、危機管理監（危機管理部長）、府民環境部長、健康福祉部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事は大規模火災対策本部を設置する。（本部長：知事）

2 大規模火災警戒体制の要員、大規模火災対策本部の組織及び要員

大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の要員は、下記のとおりとし、大規模火災対策本部の組織は、一般編第3編第1章第2節第6に定める組織を基準とする。

大規模火災警戒体制及び大規模火災対策本部の配備

（数字は動員数）

部名	大規模火災警戒体制	大規模火災対策本部
知事直轄組織	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1
危機管理部	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 6	危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課 10
総務部		総務調整課 1
政策企画部		企画総務課 1
府民環境部		府民環境総務課 1、府民総合案内・相談センター 1、公営企画課 1
文化スポーツ部		文化スポーツ総務課 1
健康福祉部	健康福祉総務課 1、医療課 1	健康福祉総務課 1、医療課 1、生活衛生課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1
農林水産部		農政課 1
建設交通部	道路管理課 1	監理課 1、道路管理課 1
教育庁		総務企画課 1
警察本部	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1	地域課 1、交通規制課 1、警備第一課 1
議会事務局		総務課 1

第2節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般編及び市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村大規模火災対策本部等を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

- 1 市町村は、活動体制及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項について、火災の特性を考慮して、所要の規程を整備する。
- 2 大規模火災が発生した場合に、市町村大規模火災対策本部等の組織体制を確立するため、本部職員消防団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

大規模火災が発生した場合の関係防災機関が行う被害情報等の収集・伝達については、一般編第3編第3章によるほか、次のとおりとする。

第1 被害情報等の収集・伝達

被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりである。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合は、消防機関、警察機関等関係機関に火災状況等を通報するとともに、初期消火に努める。

2 府

- (1) 府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画及び府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。
また、その被害状況を消防庁及び必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (2) 府は、早期に火災に係る被害の状況を把握するため、市町村等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 府は、必要に応じ、収集した情報を他の関係防災機関、隣接府県等関係者に提供する。
- (4) 府は、必要に応じ、ヘリコプターテレビ伝送システムの活用、事故現場で撮影された被害状況の写真などにより、早期の情報収集に努める。
- (5) なお、必要に応じ近畿地方整備局等に所属するヘリコプターの出動を要請し、早期の情報収集に努める。

3 市町村

市町村は、当該市町村において大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府大規模火災対策本部長等）に報告するものとする。

4 警察

警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 火災発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回線等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 公報・公聴

広報・広聴活動は一般編第3編第4章「災害広報広聴計画」によるほか、次のとおりとする。

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 府の広報活動

府民への広報は、概ね次のような項目について行う。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害の状況
- 3 被害者の安否情報

- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難勧告等の状況
- 6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 府民への広報要領

特に、府民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- 2 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- 4 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

府及び市町村等の関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、府民、近隣府県民等からの各種の問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

府、市町村、消防機関等の関係防災機関は、一般編第3編第6章により、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うほか、次のとおりとする。

第1 消火活動

大規模火災の消火活動は火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により再燃させる危険性があるため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

第2 広域応援体制の確保

市町村の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、市町村及び消防一部事務組合は、広域消防相互応援協定に基づき、施設や人員等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

広域消防相互応援協定によっても対応できないと判断した場合は、京都府緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。

第5章 救助及び救急活動

救助及び救急活動は、一般編第3編第16章によるほか本計画に定めるところにより、また、医療救護活動については、一般編第3編第14章の定めるところによる。

第1 救助活動

消防機関及び警察本部等は、救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

消防機関及び警察本部は、発見者からの119番及び110番通報等により、被害状況を早期に把握し救助体制や立ち入り規制等の体制を整え、収集した被害情報を府及び関係防災機関に連絡する。

2 応援要請

火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は府及び他市町村等に応援要請する。

被災市町村の被害が拡大する恐れがあり、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合は広域消防相互応援協定によって支援を要請し、それでも対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の要請や災害の規模に応じて警察災害派遣隊の応援要請を行う。

第2 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、原則として消防機関が行い、必要に応じて広域消防相互応援協定によって支援を要請するが、消防署の救急車が対応できないときは、府、市町村等で確保した車両により搬送を行う

2 医療機関等との連携

市町村等は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

また、消防機関は、救急医療情報システムを活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 災害派遣医療チームの派遣

- 1 府は、火災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。
- 2 災害派遣医療チームは、火災現場における医療措置、現場付近等に所在する医療機関の支援、患者輸送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第6章 避難対策

大規模火災発生時の市町村等が行う避難勧告等については、一般編第3編第8章によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

市町村等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

市町村等は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。
この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配付、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障害者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通対策及び輸送対策

大規模火災発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般編第3編第20章及び第21章によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

- 1 警察本部長は、消火活動等の応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として、「通行禁止区域等」を指定することができる。
- 2 道路管理者は、大規模火災による道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行うものとする。

第2 緊急輸送活動

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。
また、緊急通行車両の確認は、警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。
なお、その手続きについては、一般編第3編第20章「輸送計画」に定めるところによる。

第4編 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、一般編第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

市町村等は、関係防災機関と協力し、大規模火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 防災まちづくり

府、市町村は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

第3 復旧完了予定時期の明示

市町村等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。